

安全



安心

JAL不当解雇撤回ニュース

No318号 2013.10.01
発行: JAL 解雇撤回国民共闘事務局
連絡先: 航空労組連絡会事務局
〒144-0043 大田区羽田5-11-4
フェニックスビル内
TEL:03-3742-3251 FAX:03-5737-7819
<http://www.jalkaikotekai.co>

育児休職明けに乗務復帰のはず！ 解雇で未来を奪われました

原告 大森さんの証言

9月12日の証人尋問で、3人目に証言に立った原告の大森さんは、「病歴による解雇がもたらした被害」を、4人目の久保田さんは、「年齢基準による解雇がもたらした被害」を中心に証言しました。それぞれ15分という限られた証言時間でしたが、原告を代表して、本件解雇の理不尽さを裁判官に十分に伝えることができました。以下に要約を紹介致します。

● 出産後間もない育児休職中に解雇予告通知を受けました

2008年7月から病気欠勤し、2009年7月から病気休職となりました。2010年6月に治癒し、主治医から復職可の診断書が出され、あわせて妊娠31週であることも記載されていました。そして、産業医から産前休職の発令を受けました。これは病気休職の終了です。9月10日に出産し、育児休職明けに、乗務復帰する意思を持っていましたが、出産後間もない育児休職中に解雇予告通知を受けました。

● 「9月27日乗務復帰者は解雇対象外」、しかし妊娠で復帰できなかった

「解雇対象者でも、9月27日に乗務復帰していれば、解雇対象から外れる」という基準があり、9月27日に乗務復帰していないとして解雇されました。病気が完治していたので、妊娠していなければ、当然9月27日に乗務復帰していたはずでした。妊娠と出産を理由に解雇されたショックと悲しみで、子供を抱いて泣いてしまいました。

● 管理職から退職強要と不誠実な対応

出産後間もない私に、管理職は電話で「会社が大変厳しい状況なのだから、何としても人員削減を達成しなければならず、休職者の方々には協力してほしい。」「あなたは御主人がいるのだから困らないでしょ。会社のためにも別の道を選んでほしい。」「年齢の高い人と病気の人から辞めてもらうのは社会通念上の常識だ。」等と言いました。また、解雇予告通知を受け取った後、管理職に理由を尋ねたところ、「あなたは解雇基準に全部該当している！送った資料を見ていないのか！解雇者名簿にあなたの名前が載っている。会社が間違える訳がない。」と怒鳴られ、人の人生を変えてしまうような重大な局面での会社発言とは思えず、怒りと悲しみで震えました。

● 休職者は何人辞めても、削減数に入らないのに、管理職は虚偽の説明

会社は人員削減を何としても達成するために、休職者にも協力してほしいと言っていたのに、実際には、休職者は何人辞めても削減数に入らず、虚偽の説明がされました。

● 会社に貢献して病気になった者を、真っ先に解雇するのは理不尽

他にも不規則勤務により体調を壊したり、機内での荷物の上げ下ろしで肩を痛めて休職し、解雇されたものがあります。会社に貢献したからこそ、そうした病気になるのであり、貢献度が低いから会社を去ってくれというのは非情で理不尽です。

●理不尽な解雇は一刻も早く撤回されるべきです

独身で解雇された同僚たちは、収入がなくなり、経済的にも行き詰っている者がいます。病気休職中であつた者は、働きたくても働くことができません。ショックで更に体調を壊した者もいます。このような理不尽な解雇は一刻も早く撤回されるべきです。

私には守るべき家族がいる！ 自ら退職など出来ませんでした

原告 久保田さんの証言

●この仕事に誇りを持って、女手一つで頑張ってきました

シングルマザーとして一人で長女を育てながら客室乗務員として仕事をしてきました。国際線など泊りの勤務のため子供と共に過ごせる日は月に10日ほどしかありませんでした。

これまで、管理職から呼ばれて、「CCUを抜けないとチーフパーサーへの昇格は難しい」と言われてきました。客室乗務員として誇りを持って働いて来たので、昇格は、仕事ぶりを見て評価してほしいと思っていました。組合を抜ければ昇格できるという話はおかしいと思っていました。

●「隔離部屋」のような面談での退職強要

10月からそれまで指示されていたフライトを取り上げられ、自宅待機を指示されました。働けるのに働かせないことに怒りと疑問がわきました。その後もフライト外しが続き、隔離部屋に閉じ込められたかのような孤立感を、日々感じる様になりました。希望退職に応じない私たちに対して、会社は、自宅待機だけのケジュールを示して、面談で執拗に退職強要を繰り返しました。希望退職に応募しない限り、フライトを外し、孤立し続けるのだと不安になりました。

●一審判決は働く女性のことが全く解っていない

私には守るべき家族がおり、自分から進んで辞めることなど出来ませんでした。83歳の要介護2の母と大学2年生の子供がいました。介護費用や大学の学費でお金がかかる一方、母の年金と私のアルバイト収入を合わせても月に12~13万円しかありません。解雇された時、私一人なら何とかなるから、「母がいなくなれば…」と思ったこともあります。長年私の仕事を支えてくれた母にそのような気持ちを一瞬でも持ったことに、申し訳ない気持ちでしたが、それほど不安で仕方ない気持ちで生活しています。1審判決では、高齢者の不利益は少ないとありましたが、私たちの生活が全くわかっていないと思いました。むしろ、予定していた収入は途絶えて、住宅ローン、学費、介護費用とお金がかかることが多く不安でたまりません。

●私は、人間の尊厳を取り戻すために、今日、証言に立ちました

私は35年間まじめに仕事を生きがいとして働いてきました。CCUの先輩達が労働条件の改善を勝ち取って下さったおかげで、結婚しても退職せず、出産しても退職せず、働き続けてこれました。定年まで、あとたった4年でした。その4年間でさえ、収入を得るために私は辞めるわけにはいきませんでした。そして、何よりJALが好きでした。給料が下がっても、仕事がきつくなっても、JALの再建に貢献したいと働いてきました。

私たちにはなんら非がない整理解雇でしたが、会社は解雇後1000名以上の新人CAを採用しても、私たち解雇された者は、たったの一人も解雇撤回はされていません。私を含め控訴人らの尊厳を取り戻すため、今日ここに立って証言をしました。正当な判決をお願いいたします。